

特定デジタルプラットフォーム提供者からのヒアリングについて

- 本会合におけるヒアリングは、関係者間での課題共有や相互理解を促すとともに、特定デジタルプラットフォームの透明性・公正性の向上につなげていく一環として実施されるものであり、プロセスの公開が適当。このため、**ヒアリングを「公開」で実施する方向で各社に要請した。**
- それでもなお、一部または全部について非公開を希望する場合は、**①各社による非公開理由の説明、②議事録の公開**を条件に、**座長の了解**を得た上で、一部または全部を**非公開で実施**することとした。

日時		事業者	公開・非公開	非公開理由
第3回 8/28 (月)	10:00 –11:00	ヤフー (モール)	プレゼン：公開 質疑：非公開	透明性のもとで相互理解を深めるというモニタリングレビューの趣旨を実現するためには、最大限の情報を基礎に充実した議論を行うことが必要だと考えています。しかし、非公表情報については公表の可否を社内で判断する必要があるため、公開の場では十分に意味のある回答・議論ができなくなってしまう可能性があります。そのため、非公開での実施を希望いたします。
第4回 8/30 (水)	15:00 –16:00	ヤフー (広告)	プレゼン：公開 質疑：非公開	同上
第5回 9/4 (月)	14:30 –15:30	楽天	プレゼン：公開 質疑：非公開	モニタリング会合においては、公表資料に記載されている内容について、可能な限り、その背景にある考え方や社内の実態なども含めて委員及びオブザーバーの皆様の問題意識に沿うようなお話をできればと考えています。 その過程において、営業秘密等に言及せざるを得ないケースも想定されます。例えば、全部拒絶とした詳細な理由、苦情紛争への対応状況、自社及び関連会社の優遇に関する監査対応等についてそれぞれの具体的な内容やその背景にある弊社のオペレーション等の営業秘密に属する事項について触れる可能性があります。そのため、当社は非公開での実施を希望いたします。

※ 本会合の議事の取扱い等については、「本会合は、原則として公開とする」、「個別の事情に応じて必要と認めるときには、会合、議事概要及び配付資料の一部または全部を公開しないものとする」ことができる。非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする」とされている。

特定デジタルプラットフォーム提供者からのヒアリングについて

- 本会合におけるヒアリングは、関係者間での課題共有や相互理解を促すとともに、特定デジタルプラットフォームの透明性・公正性の向上につなげていく一環として実施されるものであり、プロセスの公開が適当。このため、**ヒアリングを「公開」で実施する方向で各社に要請した。**
- それでもなお、一部または全部について非公開を希望する場合は、**①各社による非公開理由の説明、②議事録の公開**を条件に、**座長の了解**を得た上で、一部または全部を**非公開で実施**することとした。

本日のヒアリング

日時		事業者	公開・非公開	非公開理由
第6回 9/19 (火)	10:30 -11:30	Amazon	プレゼン：公開 質疑：非公開	企業の秘密に属する情報を取り扱うこともあり得るため。
第7回 9/20 (水)	9:30 -11:30 ※通訳あり	Apple	非公開	透明化法の原理原則に賛同し、できる限り円滑に相互理解に努めるべく、充実したプレゼンや忌憚のない議論を行う中で、非公表の情報等を含んだ説明や回答を行う可能性があるため。
第8回 9/21 (木)	9:00 -11:00 ※通訳あり	Google (アプリ)	プレゼン：公開 質疑：非公開	ヒアリングにおける自社の説明や質疑応答の内容が自社の事業上の機密情報に触れる可能性があり、また、一般には公開されていない情報にも言及する可能性が ^{本日のヒアリング}
第9回 9/22 (金)	10:00 -12:00 ※通訳あり	Google (広告)	プレゼン：公開 質疑：非公開	同上
第10回 9/22 (金)	15:00 -16:00	Meta	プレゼン：公開 質疑：非公開	Q&A部分につきましては非公開を希望いたします。理由は、機密情報に触れる可能性があること、特に質問内容が事前に分からないため、回答が機密情報に該当するかどうかの確認が前もってできず、確実に公開可能な情報のみに基づく回答となり、意味のある質疑応答にならなくなる可能性が高いこと、があげられます。

※ 本会合の議事の取扱い等については、「本会合は、原則として公開とする」、「個別の事情に応じて必要と認めるときには、会合、議事概要及び配付資料の一部または全部を公開しないものとする」ことができる。非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする」とされている。